平成２８年（フ）第４３１号
福岡県福岡市中央区草香江２丁目６番17―202号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区住吉４丁目25番20―505号
破産者　友清　照和
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５４０号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番６―102号、前住所福岡市早良区賀茂４丁目27番12―202号
破産者　田中　幸世
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６０６号
福岡県春日市春日原北町４丁目28番地２　アプリコート春日202号
破産者　谷口千代子（旧姓藤岡・水口）
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６２３号
福岡市早良区早良５丁目24番55号、前住所千葉県松戸市八ケ崎８丁目15番地
破産者　山仲　幸子（旧姓射場）
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６２９号
福岡市早良区城西２丁目13番32―102号
破産者　吉松　　潤
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３０号
福岡市早良区城西２丁目13番32―102号
破産者　吉松　友梨
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７号
秋田県能代市字松長布301番地12
破産者　相澤　聡逸
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第４２９号
福岡市城南区堤団地20番203号
破産者　佐藤　辰美
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１６号
福岡市早良区田村２丁目13番33―1101号
破産者　富田　正敏
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３２号
岩手県遠野市宮守町下宮守21地割106番地４
破産者　阿部　　寿
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１０５号
宮城県名取市高舘吉田字野来65番地の39
破産者　藤田　一太（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
茨城県水戸市笠原町108番地の４　コーポサンフィート２―201号
破産者　野澤　克行
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０号
茨城県稲敷市鳩崎358番地
破産者　根本　英夫
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
茨城県取手市双葉３丁目７番８－２Ｂ号、前の住所茨城県牛久市上柏田２丁目６番地１（Ｇｏｏｄ　ｍｏｏｎ　Ａ202）
破産者　小泉　幸子
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
埼玉県草加市瀬崎１丁目９番１―1501号
破産者　田村　大地
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
愛知県北設楽郡設楽町神田字空８番地、従前の住所愛知県新城市長篠字芳ケ入25番地８芳ヶ入住宅304号
破産者　金田　　遼
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１９８号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目25番１号　寺本マンション101号
破産者　優和技研こと　益田　　浩
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１６号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目８番23―102号
破産者　橋野　由明
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係